

島根県報

号外第九六号

平成十五年七月二十五日

(金曜日)

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（平成十五年島根県条例第五十三号）の施行期日は、平成十五年七月二十九日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日（港湾空港課）を定める規則

目 次

公布された条例等のあらまし

◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第八四号）

一 規則の概要

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を平成十五年七月二十九日とするとした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年七月二十五日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第八四号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

平成15年 7月25日

島根県報

号外第96号 (2)

平成十五年七月二十五日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行